

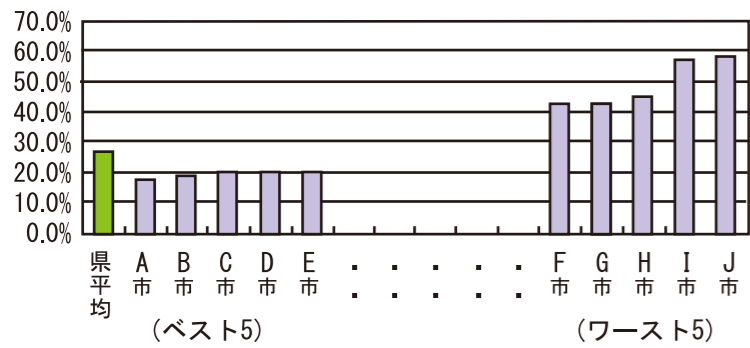
条例が作られた背景は

歯・口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、バランスのとれた適切な食生活を送ることを可能にし、肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防へとつながるなど、全身の健康を保持増進するための重要な要素となっています。

幼児期から成長期のむし歯などの歯科疾患は、子ども達の健全な成長や成人期以降の歯・口腔の健康はもちろんのこと全身の健康に大きな影響を与えます。

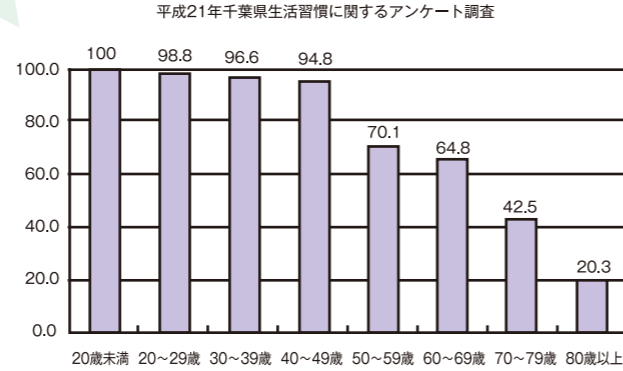
高齢者や要介護者の口腔ケアは、高齢者等の歯科疾患の重症化予防だけでなく、食生活の充実など日常生活の質(QOL・Quality of Life)を高め、元気な高齢者等を増やし、健康寿命の延伸に寄与することから、全身の健康につながる「歯・口腔の健康づくり」については、幼児期から高齢期までライフステージを通じて継続的に取り組む必要があります。

3歳児のむし歯有病者率 県内市町村ランキング



3歳児のむし歯有病者率は、年々減少していますが、市町村間で大きな開きがあります。

20歳以上保有者率



20歳以上保有者率は、50歳代から急激に減り、80歳以上では、約20%に減少しています。

県民の歯・口腔の健康づくりを推進するための根拠法令となるものは、「母子保健法」、「学校保健安全法」などに分散しており、生涯を通じて一貫して歯科保健を推進するための法体系がない状況です。

今後の千葉県の歯・口腔の健康づくり

県・市町村・歯科保健医療関係者・教育関係者・保健医療福祉関係者・事業者・保険者等がそれぞれの役割を担いながら、県民の方々と一緒になって、歯・口腔の健康づくりを推進していきます。

乳幼児から高齢者まで、そして、障害のある方や介護を必要とする方をはじめとしたすべての県民に対して、生涯を通じて途切れることのない歯・口腔保健サービスを総合的かつ計画的に推進していきます。

むし歯などの歯科疾患の地域間格差の解消を図っていきます。

千葉県

歯・口腔の健康づくり推進条例が 制定されました。

(平成22年4月1日施行)



「チーバくん」



千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例とは

県・市町村・歯科保健医療関係者・教育関係者・保健医療福祉関係者・事業者・保険者等がそれぞれの役割を担いながら、県民の方々と一緒になって、歯・口腔の健康づくりを推進しようとするものです。

このリーフレット及び条例についてのお問い合わせ先

千葉県 健康福祉部 健康づくり支援課 電話 043-223-2671
 条例の条文など、詳細については、ホームページを御覧ください。
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/kuchi/suishinjourei.html>